

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成28年9月23日(2016.9.23)

【公表番号】特表2015-532675(P2015-532675A)

【公表日】平成27年11月12日(2015.11.12)

【年通号数】公開・登録公報2015-070

【出願番号】特願2015-530046(P2015-530046)

【国際特許分類】

C 08 L	9/02	(2006.01)
C 08 K	3/22	(2006.01)
C 08 K	3/28	(2006.01)
C 08 K	5/09	(2006.01)
C 08 L	67/02	(2006.01)
C 08 L	67/04	(2006.01)
C 08 L	5/00	(2006.01)
A 41 D	19/00	(2006.01)
A 41 D	19/04	(2006.01)
C 08 L	101/16	(2006.01)

【F I】

C 08 L	9/02	Z B P
C 08 K	3/22	
C 08 K	3/28	
C 08 K	5/09	
C 08 L	67/02	
C 08 L	67/04	
C 08 L	5/00	
A 41 D	19/00	A
A 41 D	19/04	B
C 08 L	101/16	

【手続補正書】

【提出日】平成28年8月2日(2016.8.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

生分解性エラストマーグローブであって、

a) アクリロニトリルブタジエン系ゴムラテックス；

b) アルカリ安定化剤；

c) 金属酸化物架橋剤；および

d) カルボン酸化合物を含む生分解剤

を含む組成物から形成され、

生分解剤非存在下での実質的に同一な参照エラストマーグローブの生分解速度よりも大きな、ASTM D5511試験基準に従って測定される生分解速度を示す、

上記生分解性エラストマーグローブ。

【請求項2】

アルカリ安定化剤が100乾燥部のアクリロニトリルブタジエン系ゴムあたり0部超～約2.0部の量で存在する、請求項1に記載の生分解性エラストマーグローブ。

【請求項3】

アルカリ安定化剤が水酸化アルカリを含む、請求項1に記載の生分解性エラストマーグローブ。

【請求項4】

アルカリ安定化剤がアンモニアを含む、請求項1に記載の生分解性エラストマーグローブ。

【請求項5】

組成物が約8.5～約10.5の範囲のpHを有する、請求項4に記載の生分解性エラストマーグローブ。

【請求項6】

アクリロニトリルブタジエン系ゴムラテックスがカルボキシル化されている、請求項1に記載の生分解性エラストマーグローブ。

【請求項7】

金属酸化物架橋剤が酸化亜鉛または酸化マグネシウムである、請求項1に記載の生分解性エラストマーグローブ。

【請求項8】

金属酸化物架橋剤が100乾燥部のアクリロニトリルゴムあたり0部超～約5.0部の量で存在する、請求項1に記載の生分解性エラストマーグローブ。

【請求項9】

金属酸化物架橋剤が酸化亜鉛を含む、請求項1に記載の生分解性エラストマーグローブ。

【請求項10】

生分解剤が100乾燥部のアクリロニトリルブタジエン系ゴムあたり0部超～約2.0部の量で存在する、請求項1に記載の生分解性エラストマーグローブ。

【請求項11】

カルボン酸化合物が5～18炭素の鎖長を有し、かつ生分解剤が化学誘引性化合物；グルタル酸またはその誘導体；および膨潤剤をさらに含む、請求項1に記載の生分解性エラストマーグローブ。

【請求項12】

エラストマーグローブが硫化されている、請求項1に記載の生分解性エラストマーグローブ。

【請求項13】

生分解性エラストマーグローブを生成するための方法であって、
a. 所定のサイズおよび形を有するグローブ形成剤を得ること；
b. グローブ形成剤の少なくとも一部分を凝固剤と接触させることで、グローブ形成剤の表面部分上に少なくとも一部分の凝固剤コーティングを得ること；
c. 凝固剤コーティングを乾燥させること；
d. その表面上に乾燥した少なくとも部分的な凝固剤コーティングを有するグローブ形成剤を、

i. アクリロニトリルブタジエン系ゴムラテックス；

i i. アルカリ安定化剤；

i i i. 金属酸化物架橋剤；および

i v. カルボン酸化合物を含む生分解剤

を含む組成物でコーティングすること；

e. ステップd)のコーティングを硬化させることで、生分解剤非存在下での実質的に同一な参照エラストマーグローブ材料の生分解速度よりも大きな、ASTM D5511試験基準に従って測定される生分解速度を示すエラストマーグローブ材料を得ること、
を含む、上記方法。

【請求項 1 4】

生分解性エラストマーグローブを生成するための方法であって、

a . 所定のサイズおよび形を有し、少なくとも部分的に支持材で覆われているグローブ形成剤を得ること；

b . ステップ a) の支持材の少なくとも一部を、

i . アクリロニトリルブタジエン系ゴムラテックス；

i i . アルカリ安定化剤；

i i i . 金属酸化物架橋剤；および

i v . カルボン酸化合物を含む生分解剤

を含む組成物と接触させることによって、支持材上に前記組成物の第一コーティングを得ること；

c . 第一コーティングを少なくとも部分的に固化させること；

d . ステップ b) および c) を順に「n」回繰り返し、ここで「n」は1以上の整数であり、それによって、生分解剤非存在下での実質的に同一な参照エラストマーグローブ材料の生分解速度よりも大きな、ASTM D 5511試験基準に従って測定される生分解速度を示す、支持されたエラストマーグローブ材料を得ること、

を含む、上記方法。

【請求項 1 5】

カルボン酸化合物がグルタル酸またはヘキサデカン酸化合物であり、かつ生分解剤がフラン化合物、感覚受容性膨潤剤またはそれらの組み合わせをさらに含む、請求項 1 に記載の生分解性エラストマーグローブ。

【請求項 1 6】

生分解剤が化学走性剤をさらに含む、請求項 1 に記載の生分解性エラストマーグローブ。

【請求項 1 7】

生分解剤が相溶化剤をさらに含む、請求項 1 に記載の生分解性エラストマーグローブ。

【請求項 1 8】

生分解剤が、アクリロニトリルブタジエン系ゴムを消化することが可能な微生物をさらに含む、請求項 1 に記載の生分解性エラストマーグローブ。

【請求項 1 9】

生分解剤が膨潤剤をさらに含む、請求項 1 に記載の生分解性エラストマーグローブ。